

# 日本鉄筋継手協会資格者中間審査規定

平成16年7月7日 制定  
平成19年12月21日 改正  
＜中略・改訂記録表記載＞  
平成30年4月12日 改正  
2019年11月19日 改正

## 第1章 総 則

### 1. 目 的

本規定は、公益社団法人日本鉄筋継手協会（以下、「協会」という。）が実施する要員認証において、要員認証管理委員会（以下、「管理委員会」という。）により認証、登録された要員（以下、「資格者」という。）の技術・技能・技量や一般知識等が継続的に維持・啓発されていること及び適格性が維持されていることを適格性証明書の有効期間において立証、確認することを目的とする。

### 2. 適用範囲

本規定は、次の資格者の中間審査に適用する。

- (1) 継手管理技士資格者
- (2) 手動ガス圧接技量資格者
- (3) 自動ガス圧接技量資格者
- (4) 熱間押抜ガス圧接技量資格者
- (5) 高分子天然ガス圧接技量資格者
- (6) 水素エチレン混合ガス圧接技量資格者
- (7) 鉄筋溶接技量資格者
- (8) 鉄筋継手部検査技術者
- (9) 熱間押抜検査技術者
- (10) 機械式継手主任技能者

### 3. 委員会

本規定に定める中間審査は、要員認証業務の管理主体である管理委員会が行う。

- (1) 管理委員会は、登録者自身が記載し、提出した中間審査申請書【様式1】（以下、「申請書」という。）の記載内容に基づき、資格者の技術・技能・技量や一般知識等が継続的に維持・啓発されていること及び適格性が維持されていることを確認する。
- (2) その結果に基づいて認証継続の可否を判定する。

### 4. 用語の定義

- (1) 協 会：公益社団法人日本鉄筋継手協会

- (2) 要 員：技量者・技能者・技術者など人の総称
- (3) 資 格 認 証：適格性の認証のことで、要員の技術・技能・技量が、特定の規格・規定等に適合していることについて、十分信頼できることを証明すること。
- (4) 技 量 資 格：技術・技能・技量に関する適格性の認証を得た状態、身分、地位
- (5) 適 格 性 証 明 書：要員認証制度のもとで発行される文書であり、記名された者の技量・技能・技術が特定の規格・規定に適合していることについて、十分に信頼できることを示す文書。ただし、記名された者が提供したサービスの結果まで保証するものではない。
- (6) 登 録 者：認証された要員のことで、協会では、資格者のこと
- (7) 登 録 日：資格認証により技量資格が認証された日
- (8) 有 効 期 間：資格の有効な期間
- (9) 有 効 期 限：適格性証明書の有効な期限
- (10) 申 請 者：認証機関から適格性証明書に記載された中間審査を受審しようとする登録者のこと
- (11) 判 定：中間審査の受審結果と評価基準に基づいて、認証継続の可否の判断を行うこと
- (12) 中 間 審 査：認証された要員が適用される規格及び基準等の要求事項に引き続き適合していることを認証期間内に確認すること
- (13) 中 間 審 査 期 間：資格者が新規又は更新により取得した適格性証明書の使用期限の1年前の日から使用期限日までの期間
- (14) 再 評 価：適格性の認証継続が「不可」と判定された場合に、申請者が判定結果の通知日から90日以内に受ける試験（更新試験と同じ内容）。また、中間審査期間中に中間審査の申請を行わず、その期間を経過してから登録者が適格性の認証継続を希望する場合に受ける試験（更新試験と同じ内容）

## 第2章 中間審査

### 5. 中間審査の受審義務

すべての資格者は、新規又は更新により取得した適格性証明書の使用期限の1年前の日から使用期限日までの期間内に、技術・技能・技量及びそれに関する一般知識等を継続的に維持していることを、自らが立証し、協会の中間審査を受審しなければならない。

なお、定められた期間内に申請書の提出がなかった場合、その登録者の適格性の認証継続はできない。ただし、この場合に登録者が認証継続を希望するときには、再評価を行うことができる。

### 6. 中間審査の方法

- (1) 中間審査は、書類審査とする。
- (2) 中間審査の申請期間は、資格者が新規又は更新により取得した適格性証明書の使

用期限の1年前の日から使用期限日までの期間とする。

- (3) 中間審査は、協会様式【検S-規定-様式1】を作成し、証明者の署名捺印（証明者自筆の場合は、捺印を省略することができる。）をもって申請する。

## 7. 申請の手続き方法

申請者は、申請書に過不足なく記載し、協会に提出する。協会は、その申請書の記載内容に不備がないことを確認した後、管理委員会に提出する。

## 8. 申請書の取扱い

- (1) 申請書の有効期間は、受理した日から中間審査結果の通知日までとする。  
(2) 受理した申請書の取消しは、管理委員会への報告日の前日までとする。なお、この場合、申請がなかったものとして取り扱うこととし、申請書の返却は行わない。

## 9. 審査の実施

- (1) 管理委員会は、申請書により中間審査を実施する。  
(2) 管理委員会は、提出された書類に疑義がある場合には、申請者を面接することができる。

## 10. 審査及び判定基準

管理委員会は、本規定 6. (3)により各資格者が作成した申請書の内容がすべて満足している場合、申請者の適格性の認証継続「可」、満足していない場合は申請者の適格性の認証継続「不可」とする。

# 第3章 適格性証明書

## 11. 審査完了に伴う適格性証明書の取扱いと再評価

- (1) 管理委員会は、申請者の適格性の認証継続を「可」と判定した場合、資格の満了日を記載した新たな適格性証明書を発行する。  
(2) 適格性の認証継続が「不可」と判定された申請者は、その通知受領後 30 日以内に、希望する者は再評価の受験申請書を協会へ送付しなければならない。  
(3) 再評価は、その通知受領後 90 日以内に受けなければならない。  
(4) (3)に定められた期間内に再評価が完了しない場合、資格の有効期間は、保有する適格性証明書の使用期限までとする。

# 第4章 その他

## 12. 中間審査の中止

申請者が次の事項に該当する場合は、中間審査申請書の受理後であっても、管理委員会は、申請のあった中間審査を中止する。

- (1) 申請者が資格を新規又は更新により取得してから中間審査申請までの期間において、申請者に対する苦情を管理委員会が受取って審議した経緯がある場合

- (2) 各試験・検定規定に定められている「適格性証明書の失効」に該当する事由が発生した場合
- (3) 中間審査料を納入しない場合

### 13. 判定結果の取消し

申請書の内容において、誤記載及び詐称等による不正が判明した場合は、中間審査の判定結果が「可」と確定している場合であっても、管理委員会は判定結果を無効として取り消す。

### 14. 異議申立て

- (1) 中間審査を受審した技量資格者は、受審した中間審査の判定結果に異議のある場合は、判定結果の通知日より30日以内に限り、管理委員会に文書をもって異議申立てを行うことができる。
- (2) 申請者及び登録者は、中間審査に関する適格性証明書の取扱い等に異議のある場合は、管理委員会に対して、文書をもって異議申立てを行うことができる。

### 15. 規定の改正又は廃止

本規定の改正又は廃止は、上級経営管理者又は品質システム管理者が発議し、管理委員会の審議・承認を経た後、理事会へ報告しなければならない。

## 附 則

- 1. 本規定は、2019年11月19日に改正し、2020年1月1日より施行する。
- 2. 中間審査料金は、日本鉄筋継手協会料金表による。

### <改正記録表>

改正 No.	改正 年月日	作成	審査	承認	改正内容
R0	2004.07.07	品質システム管理者	上級経営管理者	要員認証管理委員会	制定
R1	2006.01.10	品質システム管理者	上級経営管理者	要員認証管理委員会	協会が実施する“サーベイランス → 中間審査への用語修正”及び移行処置期間の延長
R2	2006.04.25	管理者	経営管理者	管理委員会	定期見直し
R3	2006.08.09	管理者	経営管理者	運営委員会 管理委員会	JAB5/8 不適合に対する改正
R4	2007.12.21	管理者	経営管理者	運営委員会 管理委員会	①新設又は追加された資格に対応する改正 ②ガス圧接技術講習の実施に伴う改正 ③ガス圧接技術講習会に関する事項は2008.4.1より運用
R5	2008.04.18	管理者	経営管理者	運営委員会 管理委員会	中間手続きの方法を改正 完了シールの廃止と新たな証明書発行に変更

R6	2009.02.23	管理者	経営管理者	運営委員会 管理委員会	中間審査対象の変更 GM及びJM資格対象外
R7	2010.03.05	管理者	経営管理者	運営委員会 管理委員会	優良鉄筋溶接会社に所属する技 量者の取扱いを定めた
R8	2011.02.17	管理者	経営管理者 管理者	運営委員会 管理委員会	外部監査指摘事項への対応とし て、GP講習及び優良会社の免除 規定を廃止した
R9	2011.03.25	管理者	経営管理者 管理委員会	運営委員会 管理委員会	すべての技量資格者を対象とし た規定に改正した。
R10	2011.04.19	管理者	経営管理者	運営委員会 管理委員会	再評価の実施時期を技量検定試 験の実施間隔に合わせて、2カ月以 内から3カ月以内に改正した
R11	2012.04.10	管理者	経営管理者	運営委員会 管理委員会	技量資格制度の見直し及び適格 性証明書の記載事項の変更によ る改正
R12	2012.06.13	管理者	経営管理者	運営委員会 管理委員会	①中間審査方法の一部変更 ②審査基準を記載 ③暫定措置記載内容の一部変更
R13	2013.7.16	管理者	管理常任委 員会 経営管理者	運営委員会 管理委員会	暫定措置の変更による6.(4)の申 請内容の改正
R14	2013.11.11	管理者	管理常任委 員会 経営管理者	運営委員会 管理委員会	中間審査の申請要件に各技術講 習会を位置付けるための改正
R15	2017.02.13	事務局	経営管理者	管理委員会	・用語の修正 ・機械式継手主任技能者を追加 ・協会認定講習会の削除 ・発議者の明確化
R16	2017.04.21	管理者	経営管理者	管理委員会	・附則を改正
R17	2018.04.12	管理者	経営管理者	管理委員会	・適用範囲に水素エチレン混合ガ ス圧接を位置付けた。
R18	2019.11.19	管理者	経営管理者	管理委員会	・協会で実施する要員認証関連を すべて本規定に位置付けた。 ・規定名称の変更 ・附則<暫定措置>解除

## 公益社団法人 日本鉄筋継手協会

所 管： 要員認証管理委員会： 管理委員会 上 級 経 営 管 理 者： 経営管理者  
品質システム管理者： 管理者 要 員 認 証 事 務 局： 事務局

<以下空白>

## 中間審査申請書

申請日： 年 月 日

公益社団法人 日本鉄筋継手協会  
要員認証管理委員会委員長 殿

(公社) 日本鉄筋継手協会 要員認証品質マニュアルにより中間審査を申請します。

## ■申請者情報

フリガナ 氏名			生年月日 (西暦)	年 月 日
所属 勤務先名			会員区分	<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 会員外
所属勤務先 住所	(〒 - )			
	TEL		FAX	
資格情報	資格名称	(種別： )		
	資格番号		適格性証明書 の使用期限	年 月 日
検査技術者継続講習会受講日 (鉄筋継手検査技術者・熱間押抜検査技術者のみ)	年 月 日 (受講予定)			
中間審査料 支払方法※	<input type="checkbox"/> 自動引落し <input type="checkbox"/> 銀行振込 (名義人か： /振込日 年 月 日)			

## ■現場実績又は教育訓練実績

過去1年間における現場実績又は教育訓練実績の日程、場所、内容を記入してください。

日程 (年月、期間)	場所 (現場名、教育訓練を行った場所)	内容 (従事した内容、教育訓練の内容)
例. 2019年1月～3月	〇〇〇新築工事	手動ガス圧接の施工
1.		
2.		
3.		
4.		
5.		

上記記載の申請者は、申請する資格に関して技術・技能・技量を維持していることを証明します。

記載日： 年 月 日

証明者勤務先名： \_\_\_\_\_

証明者役職： \_\_\_\_\_

証明者氏名： \_\_\_\_\_ 印

## ◆注意事項◆

- 申請は1資格(種別)につき1申請が必要となります。
- 本申請書及び適格性証明書の写しを中間審査期間内に下記郵送にて提出してください。WEB申請の場合は、本申請書及び適格性証明書の写しを添付してください。  
提出先：〒300-2633 茨城県つくば市遠東東山778 公益社団法人日本鉄筋継手協会 TEL029-847-9031
- 中間審査料は、銀行振込の場合、日本鉄筋継手協会料金表に記載の料金を申請書提出前に入金してください。なお、納付された中間審査料は、自然災害や伝染病の流行又は協会の都合により中間審査が中止となった場合の返還及び規定に定める「12. 中間審査の中止」による返還以外は理由の如何を問わず返金いたしません。
- 本申請書の内容において、誤記載及び詐称等による不正が判明した場合は、中間審査の判定結果が「可」と確定している場合であっても、管理委員会は判定結果を無効として取り消す。
- 証明者は、所属勤務先の代表者又は所属部署長とする。申請者が所属勤務先代表者である場合又は個人登録の場合は、現場実績のみ本人の証明でも可とする。
- 証明者氏名が自筆署名の場合、捺印を省略することができる。
- WEB申請の場合、※の記入は不要とする。